

「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により  
移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の改正（案）  
に関する意見募集について

1. 経緯

(1) 日EUの相互認証の枠組みとレビュー

平成31(2019)年1月23日、我が国においては、第85回個人情報保護委員会において、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第28条（旧・第24条）に基づくEU指定を行い、また欧州委員会においても、GDPR第45条に基づく我が国の充分性認定を同23日付にて決定し、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効した。なお、令和2(2020)年2月1日（英国時間1月31日）の英国によるEU離脱に伴い、日本側においては、平成31年個人情報保護委員会告示第5号により、EUに対して行った法第28条（旧・第24条）指定をEU離脱後においても英国に対して継続し、英国側においても、日本に対する充分性認定の効果を維持するための関連法令手続きを完了した。これにより、日EU間と同様に、日英間の円滑な個人データ移転が英国のEU離脱後も確保された。

令和3(2021)年より、日EU双方がレビュープロセスを開始し、同年10月26日には、個人情報保護委員会大島委員と欧州委員会レンデルス委員により、日EU間の相互認証に係る共同レビューを実施し、共同プレス・ステートメントを発出し、その後、日EU間及び日英間の実務レベルによる累次の協議を重ねてきた。協議は順調に進んでおり、残存する論点は下記の仮名加工情報に係るもののみ、となっている。

（注）EU及び英国による充分性認定の対象から我が国の公的部門・学術研究分野は除外されている。

(2) 補完的ルール

「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに係る補完的ルール」（平成30年個人情報保護委員会告示第4号）（以下「補完的ルール」という。）は、日EU及び日英双方の制度について、いくつかの関連する相違点が存在するという事実を照らして、当該域内から充分性認定により移転を受けた個人情報について高い水準の保護を確保するために、個人情報取扱事業者による当該域内から充分性認定により移転を受けた個人情報の適切な取扱い及び適切かつ有効な義務の履行を確保する観点から、平成31(2019)年の相互の枠組みの発効に合わせて、策定されたものである。その後、補完的ルールは、令和2年改正法の施行に伴い、令和4(2022)年3月末に必要とされる規定の整理その他の軽微な変更を加えている。

上記のとおり、実務レベルでの協議を重ねてきたところであるが、令和2年改正法により導入された仮名加工情報の制度について、日EU及び日英間の制度の相違点が存在することが分かり、この相違部分を解消するため仮名加工情報に係る補完的ルールを策定することについて、日EU間及び日英間の実務者で合意したところであり、これについてあらかじめ意見募集を行うものである。

(※) 補完的ルールは、行政手続法第2条第8号命令等のうち同号イに規定する告示に該当するところ、その修正には、法改正に伴う必要な修正や軽微な変更ではない限り、意見募集の実施が求められる。

## 2. 仮名加工情報に係る補完的ルールの概要

仮名加工情報に係る補完的ルールとして、以下の内容を既存の補完的ルールに追加するものである。

EU又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報は、法第41条に基づき取り扱われることとする。加えて、当該仮名加工情報は統計目的のためにのみ取り扱われることとする。この場合、統計目的とは、統計調査のため又はその他の統計結果を作成するためのあらゆる処理を意味し、それにより作成された統計結果は集計データであり、特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない。

## 3. 公布・施行期日

共同レビューの終結時期に合わせ、令和4（2022）年度中を予定。